

平成29年度市政懇談会記録調書

対象地区	勝田二中学区
日時	平成29年6月25日(日)午前10時00分～午後12時06分
場所	市毛コミュニティセンター
参加人数	49名

内容(要旨, 発言, 集約事項等)

事前質問

1. 津田地域の下水道整備について (建設部)
2. 空き家対策について (市民生活部)
3. 各家庭に設置された防災無線に関して (市民生活部)
4. 東海第2原発の過酷事故に備えた「広域避難計画」の策定の進捗状況について (市民生活部)
5. 久慈川・那珂川流域の「減災対策協議会」の具体的内容について (市民生活部)
6. 防犯灯(LED)設置補助の拡充について (市民生活部)
7. 常磐線高架下道路の整備見直しについて (建設部)

懇談質問

1. ヒアリについて (企画部)
2. 上坪浄水場について (水道事業所)
3. 東海第二原発の再稼働について (市民生活部)
4. プレミアム商品券について (経済環境部)
5. 東海第二原発の再稼働について (市民生活部)
6. 水道事業に関して (水道事業所・総務部・副市長)

市長の講評

◇事前質問 1（津田地域の下水道整備について）

- （1）調整区域における下水道整備について。
- （2）津田地域の生活排水の処理に関してどのように進めていくのか。
- （3）現在の5ヵ年計画の完了後は、推進計画をどのようにして立案するのか。

■建設部長

（1）調整区域における下水道整備につきましては、公共下水道事業は市街化区域の整備を目標とした都市計画事業の一つであるため、下水道の整備は市街化区域を主に行っております。将来の財政運営を考慮し、下水道事業にかかわる市債の残高を増加させない範囲での効果的な整備を基本とし、人口密度の高い地域を優先的に整備するなど効率的な整備を進めるため、市街化区域においても、ひたちなか市下水道整備実施5ヵ年計画に示された地区に優先順位をつけ、整備をしております。市街化調整区域における公共下水道事業の整備につきましては、原則として市街化区域の整備が完了した後になります。

（2）津田地域を含む市街化調整区域の生活排水処理の進め方でございますが、現在合併処理浄化槽の設置をお願いしております。なお、合併処理浄化槽設置に係る補助金がありますので、ご活用をお願いいたします。

（3）次期5ヵ年計画の策定につきましては、財源の確保や下水道事業の効果的、効率的な整備を行うため、整備済み区域の近接上流部の人口密度が高く、多くの接続が見込める地区について、費用対効果を勘案しながら整備区域の選定を行っております。

◇事前質問 1（津田地域の下水道整備について）

調整区域においては合併浄化槽で対応していきただきたいと説明があったが、今、合併浄化槽における助成金は、全市内一律であると思う。それにおいては、下水道を布設されている箇所も、助成金の対象にしてもいいのではと考える。

ご存じのように、早戸川の水質が悪化しているのは、早戸川流域、それからおさえん川流域に、相当な量の生活排水がそのまま処理されないで入っていると考えている。そのためにも、合併浄化槽の設置をできるだけ拡大し、助成金で少しでも促進させていただきたい。

◇事前質問 2（空き家対策について）

現在、ひたちなか市の「空家等対策推進室」に検討を依頼中ですが、空き家において、地域住民が①「危険や邪魔になる樹木の伐採」②「危険箇所の排除、修理」が可能となるよう、自治体で対応（新規の市条例等）して欲しい。

■市民生活部長

本市におきます空き家対策につきましては、昨年4月に空家等対策推進室を市役所の市民活動課内に設置し、また本年2月にはひたちなか市空家等対策計画を策定したところであります。現在、条例、計画に基づいたさまざまな対策

を講じているというところです。

まず、管理がされていない空き家への対応ですが、第1に所有者等の適正管理が原則であることから、まず所有者等を特定し、所有者みずからが是正を図るよう、法、条例による助言、行政指導を行っています。昨年度におきましては、131軒の危険な空き家に対し、指導、助言を行い、そのうち61軒の空き家の是正が図られたところです。中でも危険性の高い空き家につきましては、立入調査などを行い、法による特定空き家等に認定をされれば、強制力を持った行政措置や危険除去を行うこととしております。

次に、特定空き家に至らないまでも危険性の高い空き家につきましては、条例による管理不全空き家に認定し、所有者に対して行政指導を実施しています。現在まで16軒認定をしておりますが、今後とも随時空き家の状況により認定をし、指導を行ってまいります。また、これらの空き家が災害時などに周辺住民や地域へ被害を与えると想定されるような場合には、最低限度の緊急安全措置を行ってまいりたいと考えております。しかしながら、行政代執行や緊急安全措置を安易に実施することは、空き家を放置すれば市が管理してくれるといった所有者のモラル低下を招く懸念もございますことから、危険性を見きわめながら慎重に行う必要があると思っております。

ご質問の地域住民による対応ですが、空き家や樹木には財産権がございますので、所有者の同意なしに修理や樹木を伐採することはできません。これは、空き家所有者が所在不明であったり、相続人が不存在であったりする場合も同様となります。現時点におきまして、危険な空き家を発見した場合の市への通報、防犯パトロールでの監視のご協力についてお願いをしているところでございますが、空き家対策の推進に当たりましては、地域の皆さまとの連携が不可欠となりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◇事前質問3（各家庭に設置された防災無線に関して）

各家庭に設置してある防災行政無線の戸別受信機に関して、設置基準と市内の設置率を伺いたい。

さらに、津田地区においては、各家屋によってアンテナが設置してあるお宅と、設置してないお宅があるが、アンテナが無い家庭では、防災行政無線の戸別受信機を設置していないのではないかと。津田地区の設置率を伺いたい。

■市民生活部長

各家庭に設置された防災無線に関する質問にお答えします。戸別受信機につきましては、平成11年に発生したジェー・シー・オー臨界事故を契機に、屋内でも防災行政無線を聞くことができるよう、平成11年から平成13年にかけて市内全戸を訪問して無償で設置させていただいたものでありまして、その後は転入手続の際に市民課にて貸し出しの案内を行い、生活安全課にて配布を行って

おります。配布率につきましては、導入から年数が経過していることもあり、正確な把握は難しいところですが、市内全域、おおむね100%に近いものであると認識しております。

また、外部アンテナにつきましては、放送局のある市役所からの距離や周辺の地形などによってきれいに受信できない地域を対象に設置しているものであります。津田地区につきましては、水戸刑務所や津田小学校より西側が外部アンテナの設置対象地域となっております。逆に津田小学校や津田集会所の東側では基本的に外部アンテナの設置をしておりません。対象エリアであっても外部アンテナなしで受信できる場合もありますので、外部アンテナの設置の有無が戸別受信機の有無につながるものではありませんが、受信状態が不安な場合には個別に生活安全課までご相談いただければと思います。なお、戸別受信機につきましては、市から皆さまに貸し出しているものでありますので、市外へ転入する場合やお宅に誰も住まなくなった場合などには必ず生活安全課までご返却くださるようお願いいたします。

◇事前質問 4

**(東海第2原発の過酷事故に備えた「広域避難計画」の策定の進捗状況について)
避難先市町村との協定の締結・調整の進捗状況について伺いたい。**

また、避難先として明示できる時期はいつ頃になるのか。

■市民生活部長

避難受け入れにかかわる避難先自治体との調整状況であります。県内避難先となる県南地域の12市町村と調整を進める中で、避難先市町村から県への受け入れ可能人数が過大に報告されていたことから、茨城県がその不足分の避難先を確保するため、現在、追加の避難先として鹿行地域の鹿嶋市及び神栖市とする協議を開始したところであります。この2市から本市の避難受け入れについてのご了解をいただいた後に、具体的な使用施設や避難経路の選定などの協議を進めてまいります。また、県外避難先につきましては、茨城県と隣接をする千葉県の印旛地域が示されておりまして、昨年9月から千葉県、茨城県及び印旛地域の市町村と3回の協議を実施し、本市の広域避難にかかわる基本的な考え方の説明を行ってまいりました。今後は、千葉県内の避難先自治体を個別に訪問し、具体的な使用施設や避難経路の選定をしていきたいと考えております。

避難先につきましては、県内外の避難先市町村との協議、調整の進捗状況を踏まえ、今年度中に改めて市民の皆さまとの意見のやりとりをしていく機会を設け、コミュニティーごとの避難先をご提案してまいりたいと考えております。

また、避難先市町村との協定の締結につきましては、避難受け入れに当たった課題を整理できた段階で協定の締結をしていきたいと考えております。

この避難計画の策定に当たりましては、避難受け入れの課題のほかにも災害時の要支援者への対応や山積課題が非常に多いところがございます。このことは、原子力災害広域避難計画の策定に取り組んでいる市町村共通のものであることから、引き続き関係市町村、県と連携を密にし、情報共有を図りながら、市民の安全確保を最優先とした広域避難計画の策定に取り組んでまいりたいと思っております。

◇事前質問5（久慈川・那珂川流域の「減災対策協議会」の具体的内容について）

栃木県及び茨城県の久慈川・那珂川流域の14の市町村が大規模水害時の相互協力に関する申し合わせを交わしたことが報道された。

相互協力の申し合わせは円滑な住民避難と、減災につなげるのが狙いとのことだが、具体的な内容について住民説明会を開催してもらいたい。

■市民生活部長

この協議会につきましては、地域住民の安全安心を担う沿川の14市町村と茨城県、栃木県、気象庁、国土交通省関東地方整備局が減災のための目標を共有し、ハード及びソフト対策を計画的に推進し、大規模な浸水災害に備えることを目的に構成されているものであります。

おおむね5年で実施する取り組みとしまして、ハード面では、堤防の天端をアスファルトで保護し、強度を高める対策や越波した水により破損する恐れのある堤防裏ののり尻補強工事など、基盤整備対策を優先順に行う予定となっております。また、ソフト面では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域を考慮したハザードマップを公開することにより、逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動などの対策並びに避難時間確保のための取り組みとして、枝川地区や三反田地区などの洪水リスクが高い地域において、国、県、市と地域の方々による堤防等の共同点検などの水防活動を実施してまいります。

このような中、浸水想定に関しましては、平成28年5月に国土交通省より新たな浸水想定が発表され、枝川地区においては高いところで5メートルから10メートルの浸水が想定されております。以前の浸水想定高が5メートル程度になっていたことから、さらなる防災、減災に向けた対策が必要不可欠となっております。市といたしましても、市民の皆さまが適切なタイミングで避難が行えるよう、避難勧告等の判断基準や伝達方法マニュアルの見直しを行っております。

住民説明会の開催につきましては、国の機関であります常陸河川国道事務所や茨城県、市を含めた行政と地元自治会などと協議の場を本年中に設定し、防災、減災力の強化に向け、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

◇事前質問6（防犯灯(LED)設置補助の拡充について）

LEDへの交換や新設、付帯工事は、自治会負担が大きく、財政規模の小さな自治会はLED化が進まない状況です。

市は、防犯灯に関する全体のコストをどのように支援するか、自治会毎のLED進捗率などを考慮し見直しを検討するとしているが、結論を出してほしい。

■市民生活部長

自治会には、住民主体による安全安心な住みよいまちづくりにおいて重要な役割を担っていただいております。防犯灯設置補助につきましては、平成24年4月よりLED防犯灯の新規設置、交換の補助を開始し、平成27年4月からは水銀灯の撤去にかかわる補助を追加しております。平成29年5月末現在、市内には8,623灯の防犯灯が設置されており、そのうちLED化されているのは3,573灯、全体の41.4%となっております。また、平成29年度末には4,426灯、全体の約50%になる見込みであります。また、全灯LED化が完了した自治会は、現在83自治会中16自治会あり、平成29年度中には19自治会となる予定となっております。市といたしましては、このような状況から、防犯灯設置補助金を増額変更することは、既にLED化を進めている自治会もあるため、均衡上難しいものと考えております。

昨年度から自治会連合会では、各種補助金の現状把握や自治会活動に関するアンケートの実施、将来に向けた自治会運営のあり方をテーマとした情報交換会を開催し、各種補助金の見直しなど、今後の自治会運営の安定と健全化に向けた検討を進めております。これを受けまして、市としましては、今年度、平成29年度より20年ぶりに資源回収事業補助金の見直しを実施したところがあります。今後とも、防犯灯の補助金に限らず、全体的な財源の見直しを含めた自治会支援のあり方を自治会連合会と連携し、検討してまいります。

◇事前質問7（常磐線高架下道路の整備見直しについて）

常磐線高架下道路付近の安全対策と本箇所の整備見直しについて伺いたい。

■建設部長

現在の状況は、常磐線の西側、堀口側からは道路幅員が2車線から高架下で1車線に狭くなり、安全上問題があるため、現在、安全に通行できるよう、区画線やカーブミラーなどの設置を行っております。ご指摘の小場江用水路の一部がガードレールの下まで出ている箇所につきましては、歩行者等の落下防止のための柵を設置するなど、早急に安全対策を実施しました。

次に、常磐線高架下道路整備の見直しにつきましては、交通量も少なく、迂回ができる周辺道路が整っておりますので、現在整備を行う予定はございません。今後も、道路パトロールなどを密に行い、交通状況の変化等を確認し、安全対策や道路の整備を実施してまいります。

◇事前質問7（常磐線高架下道路の整備見直しについて）

交通量も少なく、迂回ができる周辺道路が整っているとの説明であったが、その迂回路が混んでいる。朝は、枝川方面から駅に向かう道路の信号が長くて、通学路にまで車が入っている状況である。この道路が現在、通れないから迂回路が厳しくなってきたと思うので、それを踏まえて考えて欲しい。

◇懇談質問1（ヒアリについて）

6月に、神戸港でヒアリが発見された。調べてみると、ヒアリのほかにヒアリより毒が少ないアカカミアリも発見されたという情報が発表されている。神戸港のコンテナヤードから発見されたのは、中国から入ってきたコンテナのようだが、外国からの物の出し入れが原因であると個人的には考えている。常陸那珂港もそういう心配があるのではないか。

海浜公園には、たくさんのお客さんが来て大変喜ばしいことだが、仮にひたちなか市でヒアリが発見されれば、一気にお客さんは引くのではないかという心配をしている。

一度発見されると撲滅するのは難しいとさえ言われているので、恐らく常陸那珂港も調べたと思うが、市もそれに一緒に参加して調査をしているのであれば、その状況を情報としてお聞かせ願いたい。

■企画部長

常陸那珂港のヒアリの件でございますが、常陸那珂港の昨年度の取り扱い貨物量は1,170万トンということで過去最高となっております。どんな品物を扱っているかということ、輸出品に関しましては、建設機械とか完成したSUBARUの自動車を月間1万台から2万台ほど輸出しています。外国から入ってくる品物ですが、大部分が石炭でございます。常陸那珂の火力発電所で燃やす石炭が大体540万トン、半分ぐらいの貨物量を占めています。そのほか、工業用の原材料が多くなっておりまして、カーボンブラックとか、あと中国、韓国から電気製品の半製品を日本に輸入してきまして、これを完成品として完成させるといったことで、半製品なども多くございます。そのような取り扱い貨物の内容になっています。

アリも生き物ですので、基本的には人とか動物、植物、そういったものに付着をして入ってくるということが一般的には言われております。常陸那珂港の検疫、防疫の体制ですが、人の伝染病とか輸入食品、そういったものの監視については厚生労働省の管轄でありまして、東京の検疫所、鹿島に出張所があります。ここから出張での対応ということで検疫をやっております。それから動物ですが、これは農林水産省の管轄でありまして、成田から出張で対応ということ。あと、植物についても農水省の管轄で、これは横浜にあります検疫所の出張で対応をしているということで、それ以外の人、食品、動物、植物以

外の貨物については検疫の対象外であるということは、日本全国、どこの港でも今現在は同じような対応となっています。

先ほど指摘のありました神戸の事案ですが、これは中国から家電品を輸入したコンテナの中にアリがいたということで、環境省の指示により、コンテナの薫蒸消毒が行われて殺虫処理がなされ、それから使用した船や倉庫、コンテナの運搬に使用した車両に同種の個体が付着していないかという確認が行われています。その結果、先ほどご紹介のあった毒性の弱いアカカミアリは、これまでも国内への侵入が確認されていたアリの種類ですが、これが発見されて、殺虫処理をされたということでございます。

神戸で見つかったアリの荷物の積み出し港は、中国の広東省にあります南沙港というところからの荷物であり、現地の工場や保管場所、コンテナ置き場などの状況も把握をして、対策をとるようにと環境省から輸入業者に対しての指導が行われた状況でございます。この件に関して、常陸那珂港も含めて全国の港に、そういうものが見つかったから、一斉点検をすることは今のところ行われておりません。常陸那珂港周辺でヒアリという個体についての調査は行っておりません。常陸那珂港は、南沙港との間の往復をする定期航路は今のところ存在しておりません。しかし、検疫対象外の貨物のコンテナからそういうものが発見されたということですので、有害な昆虫が発見される可能性というのはゼロではないと思っています。港を持つ自治体としても、人ごとではない問題と感じております。

仮に常陸那珂港での取り扱いの貨物や周辺の港からそういったものが発見された場合には、港湾管理者であります茨城県、それから環境省とも連携をしまして、直ちに有害生物の殺虫駆除を行うとともに、対処方法、注意喚起なども含めまして、市民の皆さまへのきめ細かな情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

◇懇談質問2（上坪浄水場について）

3.11のときには水で大変苦労した。上坪浄水場は、平成33年稼働ということで、長いスパンでの工事になるので、周辺に配慮して、いろいろと工事業者を指導して、におい、音対策等をやっていくということは理解したが、設備本体の大規模な工事になると思う。かつてはいろいろと地盤の関係もあるだろうが、振動に弱かった。地震を想定し、それらに対して、特に防災面での設備の対策、注意を払った点等があれば伺いたい。

■水道事業管理者

3.11のときはご迷惑をおかけしました。今回特に注意した点は、まず地盤そのものが大丈夫なのかということでございますが、地盤について慎重に調査をいたしまして、杭を打たなくてももつということが判明いたしましたので、当

然、今の建築基準はクリアしております。これで3.11のような震度で来ても大丈夫なようにいたしております。

それで、お手元の図面をご覧になっていただきまして、那珂川からくんできた水が最初に着くところは、図面右下のほうに着水井というのがございます。ここの後に、川の水ですので、泥まじりだったりしますから、そこで沈砂池兼活性炭接触槽というのがあります。これは今の防災とはちょっと違うのですが、那珂川のサケが産卵して腐臭が出た場合、今だと手の打ちようがない状況ですが、建て替えることによって、那珂川で水が臭くなったというような場合は活性炭でクリアできるようにいたしております。また、その水が、その後に凝集沈殿池というところでさらに水中のごみを沈澱させます。その後、細かい砂で急速ろ過を行う、そして配水池に持っていくということになります。

前回、上坪が非常に困難に至ったのは、これらのそれぞれの施設をつなぐ管の根元が破損したためです。それで、揺れによって水が送れなくなってしまったということで、復旧に非常に時間がかかったことが一番に挙げられます。ですので、施設と施設をつなぐのを、割と振動に、地震に強いフレキシブルなものにかえさせていただきます。それで、大きな地震があっても管が悪さをすることがないようにしております。

また、非常用電源でございますが、電気が遮断されたということで、この間の3日間は、電気が戻ってきませんでした。それで、非常用電源のフォローを強力にしておりますので、電源が遮断されても市内に水をつくって送ることが最大限3日間可能ですが、燃料があればもっと送れると思いますので、電気が遮断されても水がつかれるということと、継続して何日にわたっても復電するまで大丈夫であるという形になります。

それとあわせまして、省エネ対策ですが、配水池の上に黒い板がありますが、これは電力といっても、暗くならない程度の太陽光発電をつけます。

それと、図面の左側にバスがとまっていますが、ここを給水エリアとして開放いたしますので、水を取りに来た際は、ここで皆さまに供給でき、そのほかにも市内9中学校区、あるいは今、自主防災会でフレキシブルタンク500リットルを用意しておりますので、500リットルが積める車でお越しいただければ、市毛と上ヶ砂と、あと馬渡で水を供給して、各自の自治会に戻って飲み水を供給することができる態勢をとっております。

そのほか、特に意図しているのは耐震性を最高級にしておりますので、この間のようなことは絶対に起きないという施設にしていまいますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

◇懇談質問3（東海第二原発の再稼働について）

東海第二原発の再稼働は、ひたちなか市にとっては大きなリスクだと思う。

市では、市民生活部が対応しているようだが、専門家で組織をつくろうとか、そういう考えはないのか。

■市民生活部長

本市におきましては、原子力アドバイザーという、どこまでのものを資格と言うのか、非常に難しいところではありますが、原子力関係や関連のところで経験をされてきた方をアドバイザーとして意見を伺う機会をとっております。

しかし、先ほど出ました特別点検につきましては、国の規制庁が所管する規制委員会が点検する項目ということですので、市町村の部分からその辺の指摘というのは非常に難しいところではあるかと思いますが、国の基準に基づいた適宜な審査をしていると理解しております。

◇懇談質問4（プレミアム商品券について）

プレミアム商品券は、非常に人気で、1時間並んでも買えない、原資は我々の税金なので、おかしいのではないか。例えば全部抽せんにしてしまうなどやり方を考えてはどうか。

■経済環境部長

プレミアム商品券につきましては、大変ご好評をいただいております、今年も間もなく市報でお知らせをするのですが、総額で5億50万円ほどの商品券を発行する予定になっております。今ご指摘いただいたように、並んだのになかなか買えないとか、大変暑い中並んでいただくとか、ご不便をかけているという状況も伺っているところです。

それで、いろいろ、売り方については工夫をするために商工会議所とも検討してきたところですが、昨年の例でいきますと、店頭での一斉の販売ということでしたが、今年につきましては、まず先行予約ということで、約5分の1ですが、その枚数につきましては、発行額でいきますと1億10万円ほどになりますが、この額を往復はがきで事前予約をしていただくというような対応を今回考えております。ただ、対象者としましては、一昨年にプレミアム率20%でさせていただいたときがありますが、キッズカード、18歳未満のお子様をお持ちの家庭であるとか、あるいはシニアカードということで高齢者の方、また最近では、高齢運転の免許証自主返納というようなことがあるかと思いますが、そういった方を対象として事前の予約販売を一つの試みとして、進めていくと考えております。地域によって大変並ぶところもありますし、そうでもないところと、これは一挙に今の課題を全て解決するというのはなかなか難しいところもあるのですが、いろいろなご意見をいただきながら、皆さんがこのプレミアム商品券を大いに活用していただける方策というのにも適宜考えてまいりたいと

思いますので、もしご意見等がございましたらお伺いしたいと思っております。

◇懇談質問5（東海第二原発の再稼働について）

原発事故が起きた場合の市の対応は、関係市町村が盛んに避難場所を探しても、再稼働させないから、ひたちなか市には必要ないということだと思っていたが、市町村会でこの問題について、どのように会議が進んでいるのか伺いたい。

■市民生活部長

再稼働につきましては、現在、原子力のある東海村、その所在県である茨城県と、所在村である東海村、そちらが安全協定上でいう、意見を申し述べることができる権限が付与されている。それで、ひたちなか市を含む近隣の市町村は隣接市町村という形になっておりまして、現在の安全協定の中では、再稼働も含む判断も、表立って言える立場ではない状態であるのが現状です。それを受けて、ひたちなか市長を含む近隣の6市町村が、原子力の安全協定の条項の条文の見直しと権限の拡大を、日本原電に申し入れをしています。これはかれこれ三、四年になります。申し入れを今進めているのが現状ですから、再稼働があるのかないのかという前に、まずは現在結ばれている安全協定の中の近隣市町村でも物申すことができる権限の拡大を今進めているという状況でございます。

◇懇談質問6（水道事業に関して）

水道料金の口座振替払いの指定できる金融機関が市税と同じ代理金融機関ということで、市内に窓口のある金融機関だけに限られてしまっているが、この金融機関を拡大することはできないか。

また、馬渡にある市営弥生団地の水道は口径が25ミリということで、基本料金や水道料金が高くなってしまふ。13ミリとか20ミリとか、小さくしていただけないか。

検針業務も、水道事業の民間委託も含めて、もう少し効率的な水道のサービスができないか検討していただきたい。検針の仕事に見合ったお給料をいただいているのか、必要以上に職員が多いのではないか、民間委託も含めてぜひ検討していただきたい。

市役所で働いている職員のモラルなのですが、スマホなんかをいじっている職員を見たことがある。

■水道事業管理者

水道料金は、市内の金融機関あるいはゆうちょで、あとは金融機関を使わない場合は、納付書によって納付していただいております。この金融機関の指定

につきましては、市内、基本的には指定金融機関とか代理金融機関というのがありまして、市内の金融機関がメインで、市外を設定している市は余りないと思われまして。どうしてもお支払いのところで面倒があるということでありましたら、ひたちなか市内でも相当な数、銀行はございますので、「私は、都市銀行しか使わない」というのではなくて、地銀の口座をつくっていただくとか、少しご配慮いただきたいというのがこちら側の要望でございます。

それと、馬渡市営団地、25ミリというのは、これは私どもも問題かと認識しておりまして、おっしゃるとおり、一人住まいとか、そういった方々にしてはちょっと過大な大きさの口径だということで、その扱いについては、即答はできませんが、改めて考えさせていただきたいと思っております。

また、検針業務の効率化につきましては、既にもう検針業務自体を市から生活・文化・スポーツ公社に委託しています。それによって持ち分や検針箇所を決めていただいて、効率よく、何軒回るといってやっておりますので、その件に関しての検針業務の効率化というところのどこが悪いのかは、終わってからでもお話しいただければと思うのです。既に市の職員ではないということで、ある程度民間委託をしているということです。

■総務部長

勤務中にスマホをいじっていたということでございますが、見つけ次第、お叱りいただければと思います、申し訳ございません。しかし、何か業務で使っていた可能性もなくはないという気もいたしますが、そのようなことのないように、私のほうから庁内に通知するなりしておきたいと思っておりますが、そういう姿を見かけたときは皆さんでご注意、きつく叱っていただければよろしいかと思っております。よろしく願いいたします。

◇懇談質問6（水道事業に関して）

叱るとか、そういう問題ではなくて、必要以上に人を雇っていないか、臨時職員も含めて必要以上に更新していないかを一度全体的に見直していただきたい。

あと、水道料金の支払い方法だが、水戸並みにクレジットカード払いができるようにならないか。

検針業務も、スポーツ公社に委託されていることは知っている。それをさらに踏み込んで民間委託を考えて欲しいというのは、彼らの働き方がとてもひどく、午前中で終わってしまって、1カ月20日ぐらいしか動いていないのに、ものすごいお給料をもらっていることも含めて検討して欲しい。

■水道事業管理者

クレジットカードにつきましては、やっているところがあるのは承知しております。ただ、支払い方法をクレジットカードでなければ嫌だとか、そういったことが、果たしていいのかという気がいたします。市内に金融機関がござい

まして、そこで口座を開いていただいて引き落としができれば、それが一番、効率がよい話でございます、双方、それほどの負担ではないと思われま

それと、スポーツ公社の件ですが、何軒という持ち分がございまして、1日8時間働くという話ではございません。3時間、4時間働いて、持ち分の件数が終われば上がりということになっております。それと、単価に関しましても、そんなにべらぼうな単価はお支払いしてはおりませんし、ましてやその検針業務だけに特に高い金額を払っているということはありませんので、私どもも皆さまの料金で経営している以上、特定の方を優遇したり、あるいは放漫な働き方を看過している、見過ごしているということではございませんので、そのところは勘違いではないでしょうか。

■副市長

私が請け負っている生活・文化・スポーツ公社の理事長ですが、安過ぎるとい

■市長の講評

大変貴重なご意見をいただきました。また、事前にいただいたご意見、またご質問に対して十分な回答だったか、課題が残っている部分もあるのではないかと

思います。私なりに少しお話をさせていただきます。余り時間がないので、簡単にまとめさせていただきたいと思いますが。いろんな役所の仕事をやっている中で、それが果たしてどういう考え方で、またどういう効率性やどういう物差しでやっているかということについて、絶えず皆さま方にお話ししないと、少し分かりづらいというのは当然だと思います。

下水道と合併浄化槽の使い分けなのですが、下水道というのは非常に立派なものではありますが、非常にお金がかかる割には効果や効率が余りよくないというのは、接続する下水道のいわゆる認可区域の中でもかなり高齢化が進んでしまい、本管を持っていてもつながないという人が半分ぐらいいるのです。これは、もっと公的負担を増やせばいいのではないかと、いろいろな考え方があるのですが、10年たっても6割にもいかない地域があるということなのです。これは、下水道はとにかく管を持って行って、処理場をつくってということで、最終的には那珂久慈の広域のところを持っていきますが、それなりにお金がかかるものなので、もう少し小さい単位で処理したほうがいいのではないかと、この考え方が、下水道の整備との対極にもう一つの考え方としてあるわけであり

ます。実は、下水道の認可区域であっても、ばらばらと住んでいるようなところは、実は下水道の整備をして、状況を見るというようなこともさせていただいておりますし、また津田のように、これだけの人口の世帯がありながら調整

区域というのは、ひたちなか市の最大の課題、問題の一つだというのは私自身も思います。これは、人口フレームとか都市計画上のいろいろ制約があって市街化区域が増やせないとか、これは歴史があるのでありますが、今ご指摘があったように、本当に効率的な処理を考えれば、ここは下水道、ここは合併浄化槽ということをして、より詳細について検討しまして、実は合併浄化槽の補助は、下水道の認可区域には補助制度がないのです。その使い分けを国がやれと言っているわけですが、今の使い分けが果たして妥当かどうかということはよく再検討をする必要があると思います。

最初の予算の説明の中で、下水道の借入金の残高が二百何十億と、一般会計のどんな事業よりもはるかにでかい、この借入れがなかなか減らないのです。これは、使用料等、接続していただくときの負担金が財源ですが、全く賄えないような状況です。ですから、一般会計から繰り出しをやっている。それと合併浄化槽で個々に、それは側溝を整備して、当然全体的に流せるようにしないといけないわけでありましたが、その点については柔軟にやらせていただきたいと思います。しかし、どうも国や県と考え方がつり合わないのので、市で単独でやるケースも若干生じる可能性があります。

一つの例として、六ツ野の区画整理地内で、六ツ野以外にもあったと思いますが、区画整理が進まないのので、下水道を待っていてもなかなか来ない、そのうち浄化槽の寿命が来る、単独浄化槽では問題だということで、国の補助制度では対象にならないのですが、市では六ツ野地域で合併浄化槽の更新の補助を単独でやらせていただいた例もあります。そういうことで、少し柔軟に対応させていただきたいと思っております。特に津田地区の調整区域の皆さま方には、本当にいろいろご不便や割り切れないものをお感じだと思っておりますが、その点は十分に踏まえて対応させていただきたいと思っております。

東海第二原発の件について、冒頭で私は申し上げませんでしたので、加えさせていただきますと思います。ご質問があったわけでありましたが、ご存じのように、福島原発の事故を見れば、ひたちなか市も東海村も同じだと、これはもう自明のことです。したがって、原発の所在地を東海村と茨城県として協定を結んでいる、この協定は意味がないだろうと、現実に合わないということで、見直しを強く要望しています。原発の所在地として、しっかり稼働や変更に係る意見を申し述べられるような協定の見直しを申し出ているわけですが、40年を超えて稼働するかどうかという特別点検の話が出てきていますが、それも重大な判断になりますので、そういう重大な判断が必要なまでに協定を見直すように、覚書を実は結んでいます。覚書自体、結んであるのです。でも、それが具体的な協定という形として、双方納得できるような形が、今現時点ではなっていないので、事前了解をちゃんと我々の意見として、立場として、申し述べられる立場、これを求めています。

そして、今広域避難計画を策定中ではありますが、原発の避難計画の最大の特
性というか、問題は、そこに居住している人の全員避難を想定しており、全員
避難というのは、これは量的な問題にも質的な問題にも間違いなくつながって
おりまして、具合の悪い人や普段でも動けない人も含めてどうするかという困
難を抱えているわけですし、5キロ圏内の東海村の村民の方が避難している間
は、我々は屋内退避をして、状況を見計らって、今度は我々が避難するという、
そんな整然としたことが果たして交通手段や地震、いろんな問題が起きての背
景だと思えますので、単純にはいかないというのは誰が考えてもわかるわけで
あります。ですから、ある程度の限定つき、こういう条件ならというような、
そういう避難計画は、稼働、再稼働にかかわらずつくるべきものではありません
が、非常に問題があると思います。したがって、市民の安全安心が、皆さ
ま方に本当にご理解いただくような状況にならなければ、再稼働というのは非
常に困難な問題であると私は再三申し上げております。

安定ヨウ素剤の配布も、これは避難計画に位置づけるものなのです。5キロ
圏外は、万が一、事故が起きてから配布するとなっていて、5キロ圏内は事前
配布、そんなことは絶対にできないと私は自信があります。事故が起きてから
配布するなんていうことはできません。これは、できないことを指針でうたっ
ていることがおかしいのであって、我々は国にも申し述べていますが、事前配
布を市民全員にさせていただいております。20%しか取りに来ておられないの
で、これはいつでも取りに行けるというのがまずいのではないかと、期限を切っ
たらどうかとか。ただ、3歳未満のゼリー状は、ようやく開発されましたので、
健診の際にお配りするとか、何が問題になっているかという、医師が関与し
ているかどうかというのを問われていますが、ちゃんと関与しています。問診
票を薬局に持って行って、問題があるという相談をしていただければ、医師の
ほうに、お医者さんに診ていただいてアドバイスをいただくという、これは協
定もやっていますから、薬剤師会と医師会とも、そういう意味で関与してい
るのです。なお且つ、これ以外の配る方法はあるのですかと国に言っています。
国も、そうだと言いながら、でも、建前、縦割りですから、容易ではないです。
ですから、こういう配り方は認めていないので、交付金の対象になりませんが、
市が単独で出しています。昨日の市政懇談会で、これは事業者や国の負担で、
市で出す必要はないのではと言われましたが、それはごもつともな意見であり
ますが、現実的に対応しなければいけないことで我々はやらせていただい
ております。法律改正していただく必要があるのではないかと、国との間でもそ
ういう話にもなってきました。茨城新聞を読んでいただくと、私、ちょっ
と予算で述べましたが、二、三年後にはうちのやり方が認められるのではない
かなと思っております。

本当に、いろんな制度や物の取り組み方については、状況や社会事態が変化

しますので、その変化に合わせ、対応していかなければいけないのです。今ある制度や事業に、皆さん、合わせてくださいというほうが無理なのでありまして、今日いろいろご意見が出ましたが、それはやっぱりそういうことの一つのあらわれではないかと思えます。今までは大丈夫だと思っていたことが決してそうでもない、またはいろんな可能性がある。

先ほどの職員の話も、久しぶりに私は市政懇談会で職員についてご意見をいただきましたが、かつては給料泥棒とか言われたことがあります。そんなことはない、それほど高かったこともないのでありますが、そのときに、市の職員がそんなに安い給料で、市民の皆さん、本当にいいのですかと言ったことが今から10年ぐらい前にもありますが、今は非常に職員数も減りました。ここの合併を平成6年にして、採用と退職のいろいろ調整をしていく中で、恐らく、比較するのは難しい、業務が全く同じではないので、広域で処理しているものがあったりして、一緒に比較できないものはありますが、人口当たりの職員数は最も少ない自治体だと思います。市の職員の勤務時間は、職員に非常に私、迷惑をかけているかもしれませんが、勤務時間は8時間なのです。7時間45分が今は標準です。全国で数団体しかないと言われます、8時間労働。5時半まで窓口をやると決めたのだから、それはやるべきだろうということできせていただいておりますが、その分だけ給料をカットしているのと同じです。そういうことでありまして、なかなか皆さま方からご理解をいただくということは、本当に我々も努力しなければいけないと思うわけでありまして、お気づきの点がありましたら、叱ってもらわなくても、ぜひ、ご指摘いただくなり、今、こういうやり方だったらおかしいのではないかということがありましたら、どんどん言ってもらったほうがいいと思います。もう時代がはるかに変わっていますので。私は、市役所の中でも、昨日のように、今日、仕事のやり方ができるとは限らないと言っているわけです。今日のやり方が明日通用するとは、残念ながら限らないところがあるので、常にいろんなアンテナを張って、情報をいただきながら仕事をやっていきたいと思っております。いろいろなご質問やご意見が出たのをしっかり受けとめさせていただきたいと思えますし、多く出されているそれぞれのご意見やご要望は、現実、現状を踏まえての物の見方に立ったご意見、ご指摘だと思いますので、私なりに、私たちなりにしっかり受けとめて進めさせていただきたいと思えます。なお、説明のほうに時間を要して、質問が制限されたことをおわび申し上げたいと思えます。

冒頭に申し上げたとおり、今日の2時間だけ過ごせば、あとは楽できると全く思っておりませんので、そういう意味で、ぜひこれからも、明日からでも結構ですが、ぜひご意見やご提案やご要望を賜りますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。